

シマフクロウ保護増殖事業における給餌等について

平成28年3月 環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

①保護増殖事業における給餌の基本的考え方

シマフクロウへの給餌は、給餌する対象個体（つがい含む、以下同じ。）の生存、繁殖等に良い影響をおよぼすものであるが、一方、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等により、シマフクロウ及び周辺生態系へ影響を及ぼすおそれがあること並びに人間の経済活動への被害が生じるおそれがある。このため、保護増殖事業計画における給餌の考え方である「現状では餌が不足すると考えられる生息地において、特に餌が不足する冬期を中心として、適切な方法により給餌を行う。」に則り、必要最小限の期間及び量に限って行う。

②必要最小限の期間及び量

給餌の実施者（新規含む、以下同じ。）は、基本的考え方に則り、対象個体のおかれている状況、給餌により達成すべき目標及び想定される影響を踏まえ、必要最小限の期間及び量を判断して行う。

給餌の実施者は、必要最小限の期間及び量の判断を行うに当たっては、外部専門家の意見を求めるなど、科学的な根拠を明らかにするよう努める。

③餌付けについて

鳥獣への安易な餌付けの防止は、平成19年の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更において明文化し、国等は普及啓発等に積極的に取り組むこととしている。

シマフクロウに対する保護増殖事業以外の餌やり行為は、いわゆる「餌付け」であり、シマフクロウ及び周辺生態系へ影響を及ぼすおそれがあること並びに人間の経済活動への被害が生じるおそれがあることから、環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所は、シマフクロウへの餌付けを行う者に対しては、これを終了するよう指導する。なお、餌付けの終了に当たっては、対象個体の餌付けへの依存の程度について検討し、必要に応じて激変緩和のための軽減措置や代償措置を講じるよう求める。

④故意でない餌付けについて

養魚場、観賞用池等へシマフクロウが依存する場合があることについては、「故意でない餌付け」として人間の経済活動への被害と認識し、シマフクロウ及び周辺生態系へ影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ、環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所は、養魚場、観賞用池等の管理者と協議の上、将来的に依存する状況が改善されるよう必要な対策を講じるよう求める。

⑤今後の取組

環境省が実施する給餌事業についても、必要最小限の期間及び量であるかについて、これまでの事業による成果（負の影響を含む）を踏まえて点検を行う。